

文京区立白山交流館外 3 館の交流スペースの利用に関する要領

平成 18 年 3 月 15 日  
17 文区区第 1325 号区民部長決定  
26 文区区第 2360 号区民部長決定

(主旨)

第 1 条 この要領は、文京区立交流館条例（平成 17 年 10 月文京区条例第 53 号。以下「条例」という。）に規定する、白山交流館、目白台交流館、根津交流館、千駄木交流館の交流スペース（以下「交流スペース」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第 2 条 交流スペースの使用時間は、午前 9 時から午後 8 時までとする。ただし、条例第 3 条に規定する休館日を除く。

(占有使用の禁止)

第 3 条 交流スペースは、特定の団体又は個人が占有して使用することができない。ただし、区民部長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の拒否)

第 4 条 区民部長又は第 1 条に規定する交流館を管理する指定管理者は、交流スペースを使用する者が、次の行為を行ったと認めるときは、その使用を拒否することができる。

(1) 営利を目的とする行為

(2) 大声や奇声を発する、酒気を帯びている又は交流スペース若しくはその備品を長時間にわたり許可なく占有する、その他の交流館の使用者及び近隣の住民に対し迷惑を及ぼす恐れがある行為

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、区民部長が交流館の管理上支障があると認められた行為

(その他)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、交流スペースの使用については、条例及び文京区立交流館条例施行規則に規定する施設等の例による。

付 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。